長与町農業委員会会議録

令和３年２月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和３年２月農業委員会総会

１．日時　　令和３年２月２５日（木）　　９時３０分から１０時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１０名）

会長　　１番　水谷　勉

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　９番　益冨　雅彦

１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（２名）

２番　渡邉　章三　　８番　山本　忠典

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　５番　永田　好紀　　６番　岡﨑　道子

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用計画について

第５　　第４号議案　非農地判断について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１０人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、８人出席でございます。本日の欠席者は、２番　渡邉委員、８番　山本委員のお二人です。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。前回は、推進委員の皆さん方にお集まりいただかなくて、農業委員だけの会ということでやってきました。1月のときは、全国的にコロナがまん延して、県の方も非常に慎重になり、長与町も一緒だったんですけど、そういう意味で、推進委員の皆さん方には、一応お休みいただきましたけども、やっと、少し先が見えてきたのかなということでございます。そういうことで、本来両者で会議をしなければなかなか運営は難しいと私たちも感じております。今後は農業委員、推進委員一緒の会議をしていきたいと思っております。それから三寒四温といいますか、また今日はちょっと冷えておりますけども、だんだん、暖かくなっていく春先の気候になっております。こういうときに体調を崩さないように、皆さん方もご自愛いただきまして、この会がスムーズにいきますようにお願いしたいと思います。

議　長　それでは、令和３年２月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名　委員を２人、指名致します。５番　永田好紀委員、６番　岡﨑道子委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請が１件、第３号議案　農用地利用集積計画が２件、第４号議案　非農地判断について、が出されています。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第３１条の、「議事参与の制限」に該当することを、先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

（〇〇委員　退席後）

議　長　事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。議案書の１ページをお開きください。

整理番号１、申請地が長与町本川内郷（地番）、地目は畑で６０９㎡、農地区分は、農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、所有権移転の贈与です。備考欄に記載している通り、譲受人と譲渡人は親戚関係で、申請地を無償贈与します。譲受人の耕作地は、２３，５７５㎡、労働力は２人です。都市計画区域外となります。

土地の所在ですが、２ページをお開きください。〇〇ダムから少し進んだところに、〇〇バス停がございますが、そこからさらに、３００ｍほど上った場所にございます。広域でわかりにくく申し訳ありませんが、３ページの拡大図の左上にあります赤色で表示してある場所が、申請地　本川内郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。

７番　原口司農業委員。

７　番　　２月１７日９時３０分から、水谷会長、福本局長、森係長、益冨農業委員、（譲渡人）で現地確認をしました。現地は、この赤いところを中心にして、その４倍ぐらいの広さで、１枚に基盤整地されていました。それで、平成１９年に原口を植えたらしいんですけど、今本当に木も大きくなって、軽トラも入るようにされていましたし、頑張ってやっておられるんだなと思いました。（譲渡人）のお父さんが本家で、（譲受人）のお父さんがこの番地に出られた時に、おやじさんたちが、この３ページの赤いところはお前にやるけんここは作っていいよというふうにして、ずっと（譲受人）のお父さんが作っていたものです。本来なら、基盤整備をする時に、ちゃんと変えないといけなかったんですけど、これがなされていなくて、今回こういう形をとって、（譲渡人）から（譲受人）の方に移すということで、問題はありません。以上です。

議　長　　続きまして、９番　益冨雅彦農業委員お願いします。

９　番　　今、原口委員さんが顛末をご説明いただきました。その通りでございます。現地につきましては、現状は、赤い印を左奥に見た形で、１３アールの基盤整備が立派にできております。早生マルチの登録園ということで、２００本ほどのみかんが立派に成長しております。当然マルチをしてあって、そこにかん水チューブも引いてあり、大変立派なみかん園でございました。問題ないと考えます。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１０人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（〇〇委員　着席後）

議　長　　〇〇委員に申し上げます。申請があった、農地法第３条の規定による許可申請につきましては、許可することに決定されたことを報告いたします。
続いて、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について、第２号議案の１ページをお開きください。
整理番号１、申請地が長与町高田郷（地番）、地目は、登記簿は畑ですが、現況は雑種地で、面積は１３６㎡です。農地区分は、農用地区域外となっています。申請者は、長与町高田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、駐車場で、所要面積は１３６㎡です。備考欄に記載しておりますが、申請地は、昭和５９年８月頃からすでに駐車場として利用されており、コンクリート舗装がなされております。本来であれば、その当時に農地転用の許可申請を行う必要がございましたが、申請がなされないまま現在にいたっておりました。このたび、追認という形で、農地転用の許可申請が提出されましたので、議案としてあげております。雨

水排水については、備考欄に記載のとおり、隣接水路及び既設側溝に自然流下されております。市街化調整区域となります。なお、立地基準は第３種農地、一般基準としては、書類と現地での確認の結果、周辺に農地はございませんので、問題ないと判断しております。なお、この案件につきましては、違反転用の事例として、事前に県へ報告を行い、県の見解を伺っております。その結果、追認することが妥当であるとの判断をいただきましたので、申し添えます。

土地の所在ですが、２ページをお開きください。高田郷の（店舗名）付近の、〇〇グランドの交差点を、〇〇方面へ進んだ、赤色で表示してある道路沿いの場所が、申請地　高田郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、委員さんの説明をお願いします。山口健士推進委員。

推進委員４番　　本件につきましては、昨年の１２月中頃、水谷局長、岡崎委員、私、事務局と一緒に立ち会いで現地確認いたしました。もう本当にコンクリート床版にひびが入っているような長年使いふるした駐車場というのが実感でございました。県の追認申請っていうことでしたから、この備考欄に書いているとおり現段階では追認せざるを得ないような状況だと判断いたしております。以上です。

議　長　　続きまして、６番　岡﨑　道子　農業委員お願いします。

６　番　　現地確認で、ほとんど駐車場として利用されていたので、問題はないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

１０　番　　この件についてちょっと質問したいと思います。長年にわたって農地を駐車場に利用されいたわけですけど、こういう場合は、税関係はどういうふうになるのですか。農地としての税金なのか、駐車場としての税金なのか、そこのところの説明をわかれば説明していただきたいと思います。

議　長　　事務局お願いいたします。

事務局　税関係は、現況での課税となると思います。ちょっとこちらの方が税がどうなっているのかの確認はとれていないんですけれども。

議　長　ここが発覚した理由は何なのかというと、実はここに、子どもさんの家を建てたいと。そのときに行政書士が初めて気づいて。本人も気づいてない。転用を届けなきゃいけないとかそういうことにも全く気づいていなくて、悪意じゃないような感じで我々は捉えてきました。基本的には、こういうときにどういう処置をするかというと、もう過去のものについては、問題がなければ追認、後から認めるという形で、お願いをしている形になります。その事前には違法転用の届という形で、県の方にお伺いをしておりますので、そういう形の報告ですね。特にこういう事例は報告をいただいて、その都度、一つ一つ解決していこうと。今後とも皆さんの力をひとつお願いしたいと思います。以上です。

他にご意見ございませんか。

【意見･質問無し】

議　長　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

この農地法第４条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１０人全員で、過半数を超えていますので、県に進達することに決定いたします。

続いて、第３号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。まず１件目について、説明をお願いします。

事務局　それでは第３号議案　農用地利用集積計画についてご説明します。第３号議案の１ページ・２ページについては、説明を省略させていただきます。３ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇法人（法人名）、長与町斎藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町丸田郷（地番）、地目は田で、８６２㎡です。利用権の種類は

賃貸借権で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和３年３月１日から令和８年２月２８日までの５年間です。年間の借賃は〇〇円で、毎年年末に口座へ振り込みます。新規となります。

ここで、本日お配りしております、資料№.１の就農計画をご覧ください。このたび、(借主)が、農地を借り入れ農業事業を展開するということですので、就農計画を提出いただいております。計画内容について簡単に説明いたします。１ページの１の（１)、将来の農業経営の構想は、会員の就業機会の確保による生きがいの充実と、地域の高齢者の増加による様々な課題解消に貢献するため、休耕地を活用し、農園事業を展開していく、となっております。（２）就農時における目標の欄をご覧ください。営農部門は野菜で、就農予定地は長与町丸田郷です。経営規模は、長与町の農地は本日の議案の農地０.０８ｈａです。そのほか、時津町の農地を０．２５ｈａすでに借り入れており、合計で０．３３ｈａとなっております。作物は主に、長与町では、ブロッコリーと大根を栽培します。農業労働力としては、(借主）の職員が１名常駐し、ほか会員３５名となっております。下段の２－（１)、過去の農業教育・研修経験については、実務研修として、(氏名）さんという方、農業の普及員をされていた方だそうですが、その方を講師として迎え、事前に研修を行います。２ページの下段の４．その他の欄をご覧ください。収入予定としては、年間４０万程度を予定されており、収益は会員に配分金として配分されます。収穫物については、今後直売所などへの出荷を検討したいとのことです。また、農機具の保有状況は、(借主）で小型耕運機２台を保有されており、その他トラクターなどは、会員が所有しているものを借用し耕作にあたるとのことです。次の３ページには、耕作スケジュールを載せております。４ページ以降は時津町農地の分を参考に添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

議案書にお戻りください。土地の所在を説明します。５ページをお開きください。図面の左端に（施設名）がありますが、そこから下って〇〇方面へ進む道沿いに申請地がございます。丸田郷の（施設名）の少し手前の、赤色で表示してある場所が、申請地　丸田郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

増田　博光　推進委員。

推進委員
５番　　２月１７日午前１０時半ぐらいに現地を確認に行きました。私と崎山委員と原田委員、それと水谷会長、福本事務局長と森さん、それと（借主）の事務局の人が一人来まして、７名で確認をしました。ここはもともとずっと田だったんですけれども、耕作はしてなくて、毎年年２回ぐらいシルバー人材に頼んで草刈りをしています。それで、(借主）がまだ仕事をしているので、ほとんど畑の関係はしていないんですね。それで、ここは隣も地元の人が野菜を作っていて、その隣が（施設名）で、ずっとその地域は野菜専門なので、今

度（借主）が野菜を作るということで、問題はないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員　さんお願いします。
　１２番　原田正利　農業委員。

１２　番　　今増田推進委員さんがおっしゃられたとおりで、貸借については何の問題もなく、貸主が今までお金を払って管理してもらっていたところを、その土地を貸すことによって、貸主の負担も減るし、農地の遊休農地の解消という点にも非常に有益だなということを感じました。あとですね、農地の前に（貸主）のおじさんが住んでおられて、今ここはものすごく交通量の多いところで、駐車場が（氏名）さんの家の前のところしかないので、駐車にはちょっと配慮してほしいということを言われました。なので、そこは（借主）のほうにちょっと気がけてもらって、車の出入りには注意してもらいたいなということを感じました。あとは問題なく、良い事案だと思いました。

議　長　　続きまして、４番　崎山光子農業委員お願いします。

４　番　　同じく皆さんと見せていただきましたが、とても広い場所で日当たりが良く、こういう使い方があるんだと思ってとても嬉しく思いました。ずっとこの土地は気になっておりましたので、ぜひ（借主）で頑張ってほしいと思います。一つ気になるのは、あれだけ広い土地なので、水をどうされるのかなというのが気になりました。下の方に行けば川はあるんですが、皆さん農地をされている方は川から汲んで来るのが大変だとよく聞いておりましたので、何とかその水の確保を解決されたら、素敵な農園になると思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
　質問なしと認めます。

【意見･質問無し】

議　長　　実はここにありますように、新規就農で、（借主）がそういうことをできるということになりまして。この目的は、（法人名）に登録をした方々、作業をされている方の生きがいとして、自分たちが働いて自分たちが収益を上げてみたいということで、これに参加をされ

るということです。ですから道具も全部会員さんの持ち寄りです。それから指導についても、農協のＯＢ、普及員だった（氏名）先生がずっと指導に当たると。素人集団ではなかなか野菜作りは難しいですから、そういう専門家が指導に当たるということで、非常に我々も安心をしております。収益性を高く望むのではなくて、働くことに生きがいを求める、それからそれに対してその対価として上がったものを配分するという考え方だそうですから、ぜひ一つの事例として、成功してほしいなというふうな考えを持っております。私の方からつけ加えます。

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１０人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　２件目です。議案書の６ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町岡郷（地番）、現況地目は畑で９０５㎡です。ここで、別紙の資料№1の７ページをお開きください。利用権の設定に関する同意書です。この農地は未相続農地であるため、利用権の設定を行うにあたり、相続権利者の同意書を提出いただいております。被相続人は（氏名）さんです。
議案書の６ページにお戻りください。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和３年３月１日から令和６年２月２８日までの３年間です。年間の借賃は、〇〇円で、年末に自宅へ納入します。平成３０年に新規で借り入れており、今回が１回目の更新となります。
土地の所在ですが、８ページをお開きください。図面中央に国道２０７号が通っていますが、〇〇バス停から約１５０m程度山手の方へ上ったところの赤色で表示してある場所が、申請地　岡郷（地番）でございます。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本秀哉推進委員。

推進委員８番　　令和３年２月１７日１時３０分より、現地確認をいたしました。立会人は水谷会長、福本事務局長、森係長、山口委員、私推進委員の坂本です。全員で確認いたしましたところ賃貸借は適正と判断いたしました。以上でございます。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１１番　山口多美子農業委員。

１１番　　２月１７日の午後１時半より現地確認をいたしました。現地は以前より（借主）がお借りしている畑で、現在も玉葱をきれいに植えてらっしゃって、花も植えておられました。問題はないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１０人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第４号議案　非農地判断についてに入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第４号議案　非農地判断についてでございます。第４号議案の１ページをお開き

ください。
　ここに記載しております４筆の農地につきまして、山林化が認められるため、非農地とすることの判断につきまして、今回上程しております。まず、今回の非農地判断を議案上程した経緯についてご説明します。一覧表の下のところに記載しておりますのでご覧ください。令和２年７月豪雨で罹災した岡郷（地区名）について、治山事業が行われる予定となっております。資料には町産業振興課が計画と記載しておりますが、事業主体は県が行います。訂正をお願いします。その治山事業を行うにあたり、計画区域に保安林指定を行う必要があるということで、その区域に上記の４筆の農地が含まれております。防災上、緊急性を要する事業のため、事業を早急に進めることができるよう、４筆の農地について、現況に合わせ非農地通知を発出し、農地から除外したいと考えております。該当となる農地は、通知番号１、岡郷（地番）、面積１，４１６㎡。通知番号２、岡郷（地番）、面積６５１㎡。通知番号３、岡郷（地番）、面積２８９㎡。通知番号４、岡郷（地番）、面積３，３０６㎡。以上４筆ですべて農用地です。現況は、４筆とも山林化しており、令和２年度の農地利用状況調査の結果もＢ判定となっております。所有者については、一覧表のとおりです。
　場所ですが、２ページをご覧ください。広域でわかりにくく申し訳ありませんが、図面左側に国道２０７号線が縦に通っておりますが、その中段にある〇〇バス停から山手に３００ｍほど上ったあたりが、該当地の４筆でございます。
　以上です。ご判断、よろしくお願いいたします。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。農業委員さんから説明をお願いします。
　坂本秀哉推進委員。

推進委員８番　　令和３年２月２７日２時半より非農地判断を、水谷会長、福本さん、森さん、山口委員、坂本で行いました。全員で判断したところ、やっぱり資料のとおり畑が山林化しておりました。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　１１番　山口　多美子　農業委員

１１番　　坂本委員がおっしゃったように２月１７日に現地確認をいたしました。現地はもう山林化されておりまして、非農地として問題はないと思います。以上です。

議　長　　私の方からも少し説明を補足したいと思います。２ページを見てください。ここの色塗り

をしているところの上流に、昔でいう分収林の部分ですけども、ゴウ山という言い方をしますけれども、そこの杉、檜のところが、鉄砲水ですぽっと抜け出て。この前の集中豪雨、２年の７月の集中豪雨で、下の方まで下流域まで土石流が流れてきたということです。そして、ここにある色を塗ったところ、ここを治山事業でやるということで、山林に戻したいと。要するにその地目でないと、という部分もありまして、そういうことが早いだろうと。そして、それから手前の下の方、道がくねくねと登って、右側が先ほど言った（氏名）さんですけれども、これは農地として残す。農地災害で修復をしていくという考え方です。ここはもう非常に管理をされていて、デコポンとかいろんなものが植えておられますから、これは引き続き農地としてやっていくということでございます。多分、上流の方に２カ所ぐらい砂防ダムが建設されて、調整をしながら下の方に土石流が流れないようにする。それからこの色を塗ったところは、基本的に水路改修が入ってくるだろうと。砂防ダムの下の方は水路改修が当然いるわけです。上流の方は砂防ダムで止めていく。下流域は水路をしていく。構造改善道路から下は、もう既にある程度水路改修がされておりますからいいんだろうというふうに思います。今この構造改善道路が危ないということで、通行止めになっております。改修には、時間的に長い間かかるだろうというふうに思いますけども、そういうことの前段として、既にＢ判定の農地を山林に変えていく、そうすると事業は推進しやすいということでございます。以上説明を加えておきます。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり非農地として判断することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１０人全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。

議　長　　これからは、報告事項に移ります。事務局お願いします。

【この後、令和３年２月の行事報告が行われた】

議　長　　３月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　３月２５日９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議無し】

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会２月総会を閉会します。